

●香川県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年12月25日から平成31年1月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考  |
|--|-----------------|---------------|--|
| 丸亀市飯山町東坂元字秋常120<br>番1地先から<br>丸亀市飯山町東坂元字秋常129<br>番1地先まで | 13.2~37.1       | 50            | 平成14年香川県告示第543号<br>で変更した区域の一部及び平<br>成30年香川県告示第328号で<br>変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成30年12月27日